

第8部 願書・図面等の記載の補正

第1章 補正

81 関連条文

意匠法

第六十条の三 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

第六十八条

(第1項及び第3項以下略)

- 2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「第二百十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と、同法第十四条中「第二百十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

特許法

第十七条

(第1項及び第2項略)

- 3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。
 - 一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。
 - 二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
 - 三 手続について第百九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。
- 4 手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

81.1 補正とは

補正とは、出願に関する書類等について法律又は所定の様式に照らして誤記や不明瞭な記載などの記載不備がある場合に、出願人が自発的に、あるいは特許庁長官又は審判長の命令に基づいて、その記載不備を治癒するために出願後に当該出願書類等を訂正又は補充する手続行為をいう。

補正は、先願主義のもとで手続の円滑な進行を図るために、一定の制限の範囲内で出願人に法律上認められた手続行為であり、出願人が適法な手続補正書を提出（意匠法第68条第2項で準用する特許法第17条第4項）することによって、書類等は出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われることになる。

ただし、補正はそのような効果を生じるものであることから、出願当初に記載

されていた内容を自由に補正することができるとすると、先願主義の趣旨に反し、第三者に不測の不利益を与えることとなるため、内容的な制限と時間的な制限が課せられている。

81.1.1 補正の内容的制限

補正は、出願当初の書類等の誤記や不明瞭な記載などの訂正又は補充にとどまるものであるから、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであってはならない。

81.1.2 補正の時間的制限

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。